

大阪広域環境施設組合懲戒審査委員会議事運営要綱

(委員会の開催)

第1条 大阪広域環境施設組合懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）の開催にあたっては、開催日の10日前までに委員長が他の委員に対し招集の通知を行うものとする。

2 前項の招集を行うときは、委員長は、議事の内容を明らかにしなければならない。

(審議事項)

第2条 委員会は、大阪広域環境施設組合職員基本条例（平成27年条例第16号。以下「条例」という。）の規定により委員会が所掌する次の事務のうち、委員長が特に重要と認めるものについて調査審議する。

(1) 職員分限懲戒

職員の分限処分、懲戒処分を行うか否かの決定及びその処分内容の決定にあたっての意見具申その他必要な事項に関する調査審議

(2) 退職管理

条例第40条第2項に規定する職員等の再就職禁止団体への再就職についての管理者への意見具申並びに条例第40条及び第41条の規定違反行為に関する調査審議

(議事の進行)

第3条 会議の司会進行は、委員長が行うものとする。

2 職員が委員会で発言するときは、委員長の許可又は指示によらなければならない。

(議事録の作成)

第4条 委員会の議事録は、委員会開催後、速やかに総務課において作成し、所定の手続により公開するとともに、委員に配布しなければならない。

(運営会議)

第5条 委員長は、委員会の開催時期、議事等の決定その他委員会の運営に必要な事項について、適宜、総務課との間で、運営会議を開催することができる。

附則

この要綱は、令和4年7月26日から施行する。